

時事新報

臨時試験二一 學期試験三一 卒業試験〇第三十六條

其和ノ除シ之ヲ學年點數トス」但シ學生生徒ノ席順へ

冬學期中へ學年平均點數ノ順序ニ據リ夏學期中へ冬學

期平均點數トス○第四十四條 別科生ノ學期點數へ

諸學課目ノ平均點數トス○第四十五條 同上

ト卒業試験點數トセ六ヲ以テ其和ヲ除シ之ヲ定ム

ナ以ア其和ヲ除シ之ヲ定ムノトス○第四十六條 本科卒業試験ニハ論文ヲ作

常點ヲ以テ他ノ臨時試験ト同視スヘシ○第四十七條

卒業試験點數へ前三年間五學期ノ課目平均點數ノ和

ト卒業試験點數トセ六ヲ以テ其和ヲ除シ之ヲ定ム

ナ以ア其和ヲ除シ之ヲ定ムノトス○第四十八條 本科卒業試験ニハ論文ヲ作

常點ヲ以テ他ノ臨時試験ト同視スヘシ○第四十九條

卒業試験點數トセ六ヲ以テ其和ヲ除シ之ヲ定ムノトス

○第五十條 每學年ノ終リニ於テ左ノ表ニ據リ學生

生徒ヲ點附ス

一 課目平均

六十點以上

五十點以上六十點未滿

原級

退校

二 同

五十點未滿

原級

退校

三 同

五十點未滿

原級

退校

四 一課目

五十點以上六十點未滿

原級

退校

五 二課目以上

五十點未滿

原級

退校

六 二課目以上

五十點未滿

原級

退校

○二十一年度全國地方稅收支豫算 大藏省主計局地方財務課に於て調査せる明治二十一年度至全國各府縣(北海道、沖繩縣を除く)即ち三府四十一縣地方稅收支豫算表を左に掲ぐ(收支豫算表略す)今其概要を摘要すれば

四十一年度地方稅支出豫算合計は二千百十三萬五千六百四十一萬七錢三厘、人口百人當平均五十五圓二十七錢四厘、戶數百戸當平均二百七十八錢七厘七毫之四十三萬三厘を増せり地方稅收入豫算合計は二千百十三萬六千三百十七圓二十三錢三厘之を二十年度に比し六十三萬四千七百十二圓八十四錢一厘を増せり又東京府管内小笠原島、沖繩縣及北海道に於ける地方費并に長崎縣管内對馬及大島よ於ける地方警察費合計は八千六百四十一萬七錢三厘を加ふれば總計二千百九十三萬二千四百三圓(二十年度より増すと千九百六十六萬八千四十四圓十七錢三厘とあり二十年度より増す二圓)之に前項各府縣地方稅支出合計二千百十三萬五千六百三十三萬六千三百七十二圓四十三錢三厘なり(大藏省)

雜報

九月五日

選舉大臣伯爵後藤象二郎

第六十九條 每年四月前年度ニ於ル學務ノ功程ヲ編纂

シ年報トシテ刊行スヘシ○第七十條 本校ニ於テ研究

試験ノ成績ハ學術報告トシテ隨時刊行スヘシ○第七十

一條 本校ニ於テ有益ノ發見ヲ爲シ又ハ緊要ノ問題ア

覽ニ供スヘシ○第六十六條 研究滿期ニ際シ在校中研究セ

ト稱ス○第六十五條 研究滿期ニ際シ在校中研究セ

ル者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年

限ハ一箇年ヨリ少カラス二箇年ヨリ多カラサルモノト

シテ第六十四條 前條ノ許可得タル者ハ撰科研究生

者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年

限ハ一箇年ヨリ少カラス二箇年ヨリ多カラサルモノト

シテ第六十五條 研究滿期ニ際シ在校中研究セ

ル者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年

限ハ一箇年ヨリ少カラス二箇年ヨリ多カラサルモノト

シテ第六十六條 前條ノ許可得タル者ハ撰科研究生

者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年

限ハ一箇年ヨリ少カラス二箇年ヨリ多カラサルモノト

シテ第六十五條 研究滿期ニ際シ在校中研究セ

ル者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年

限ハ一箇年ヨリ少カラス二箇年ヨリ多カラサルモノト

シテ第六十五條 研究滿期ニ際シ在校中研究セ

ル者ハ願ニ依リ之ヲ許可スルヲアルヘシ」但シ研究年</